

## 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されたものである。

この法律は、平成13年4月1日に施行され、当初の期限は平成23年3月末までとされていたが、関係団体等の要望等もあり、令和3年3月末まで延長されたところである。

原子力発電施設等の建設は、国のエネルギー政策として行われてきたものであり、電力の安定的供給が経済や国民生活の発展に大きく貢献してきたことを考えると、地域住民の安全・安心な生活の確保はもとより、原子力発電施設等の周辺の地域の持続的発展が不可欠である。

よって、国におかれては、令和3年3月末で期限切れを迎える法律を延長するとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、産業振興等も含む振興計画の達成に向け、制度の充実・強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣 殿  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）  
資源エネルギー庁長官